

★申請が不要な方

現在村上市から児童手当または特例給付を受給中で

- (1)中学生以下の児童のみ養育している方
- (2)中学生以下の児童と、中学卒業まで村上市から児童手当または特例給付の支給対象だった高校生年代の児童を養育している方（大学生年代の子がいない場合）
- (3)中学生以下の児童がおり、大学生年代の子（18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子）を含めても養育する子が3人に満たない方

【(1)の例】

年齢	14 歳 第 1 子	6 歳 第 2 子	5 歳 第 3 子
児童の数え方			
手当の支給額	月額 1 万円	月額 1 万円	月額 3 万円

※第3子の手当額が申請不要で3万円に増額

【(2)の例】

年齢	16 歳 第 1 子	14 歳 第 2 子	6 歳 第 3 子
児童の数え方			
手当の支給額	月額 1 万円	月額 1 万円	月額 3 万円

※高校生分の手当額が申請不要で1万円増額

※第3子がいれば申請不要で3万円に増額

【(3)の例】

年齢	20 歳 第 1 子	14 歳 第 2 子
児童の数え方		
手当の支給額	手当対象外	月額 1 万円

※手当額が変わることがないため手続きは不要